

令和 8 年 1 月 8 日
浜松市財務部調達課

浜松市発注の舗装工事について

浜松市が舗装工事を発注する場合は、下記のとおり浜松市アスファルト舗装工事業者選定基準に基づいて発注するため、舗装工事の入札参加資格登録者を対象に、施工体制の実態調査を実施しています。

施工体制把握のため、浜松市発注の舗装工事への入札参加を希望する場合は、「アスファルト舗装工事施工体制実態調査票」の提出をお願いします。(提出済であっても、調査内容に変更が生じた場合は、その都度、変更した調査票（変更箇所を赤書）を必ず提出してください。)

1 浜松市アスファルト舗装工事業者選定基準

| 設計金額 | 選定基準 |
|----------------------------|---|
| 1,000 万円 \leq C | <ul style="list-style-type: none">・ 1 級を含む 2 名以上の舗装施工管理技術者を保有する者・ 手持又は長期リースの舗設機械 (A F、MR、T R) を確保できること・ 自社施工・ 主任 (監理) 技術者として自社の舗装施工管理技術者を配置できること |
| 500 万円 \leq C < 1,000 万円 | <ul style="list-style-type: none">・ 舗装施工管理技術者を保有する者・ 自社施工 |
| 400 万円 < C < 500 万円 | <ul style="list-style-type: none">・ 舗装施工管理技術者又は 3 年以上の舗装工事実務経験者を保有する者 |
| C \leq 400 万円 | <ul style="list-style-type: none">・ 舗装工事の入札参加資格登録をしている者 |

注 1 自社施工とは連結決算会社又は完全協力会社を含むものとし、自社及び協力等の会社が雇用する職長 1 名以上に加え、オペレーター、スクリードマン、レーキマンなど特殊な技能を持つ技能者（一般作業員は除く）が 1 名以上従事することをいう。

注 2 長期リースとは、6 ヶ月以上連続リースとする。

注 3 舗設機械とは、アスファルトフィニッシャ (A F)、マカダムローラ (MR) 及びタイヤローラ (T R) のすべてとする。

注 4 舗設機械、技能者については、連結決算会社又は完全協力会社による施工体制を含める。
(完全協力会社とは、直近の過去 3 カ年度（当該年度を含めても可）連続して、各年度 2 回以上のアスファルト舗装工事（官発注工事に限る。土木一式工事として発注した中での舗装工事を含む）の下請負契約を行っている会社をいう。)

注 5 共同所有の舗設機械は、出資証明があれば自社保有扱いとする。

2 調査対象

浜松市に舗装工事の入札参加資格登録をしていて、かつ、浜松市内に本店を有する事業者。ただし、舗装施工管理技術者、3年以上の舗装工事実務経験者のいずれも保有しない場合は、提出不要です。

3 調査票及び記入上の注意事項

- (1) 浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>) → 「創業・産業・ビジネス」 → 「発注情報（入札・契約）」 → 「工事・工事関連業務委託入札情報」の「アスファルト舗装工事について」からダウンロードしてください。
- (2) 調査基準日は、書類作成日としてください。
- (3) 今後、調査内容に変更が生じた場合は、その都度、変更した調査票（変更箇所を赤書）及び添付書類を必ず提出してください。変更の例としては、以下のとおりです。
 - ①自社雇用の技術者の資格と人数
 - ②自社雇用の技能者数
 - ③舗設機械の保有状況（所有及びリースの保有状況の変更又はリース期間の更新）
 - ④協力会社体制（技能者及び舗設機械を保有する会社の変更）
 - ⑤会社名

※特に、技術者及び技能者の退職等による人員減や、舗設機械のリース期間の更新があった場合は、必ず変更の申請をするよう留意してください。

4 提出方法

持参又は郵送で1部ご提出ください。（随時受付します。）

5 提出先及び問合せ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
浜松市財務部調達課工事契約グループ 電話 053-457-2176